

## 南知多町指定ごみ袋広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南知多町指定ごみ袋（以下「ごみ袋」という。）の外袋に企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、南知多町広告掲載要綱（平成23年南知多町告示第6号。以下「要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格、掲載位置、掲載料金は、次のとおりとする。

(1) 広告の規格

袋の種類	広告の規格 縦×横 (cm)	印刷仕様
ごみ袋 (45 リットル)	6×9.5	黒一色
ごみ袋 (30 リットル)	3.5×8	

(2) 広告の募集単位 ごみ袋 (45 リットル) 1 枠、ごみ袋 (30 リットル) 1 枠で構成される組み合わせ（以下「1 組」という。）とする。

(3) 広告の掲載位置 町長が指定した位置

(4) 広告の掲載料金 1 組につきごみ袋 (45 リットル) 1 枠、ごみ袋 (30 リットル) 1 枠の合計製造枚数に 0.5 円を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(広告の募集方法)

第3条 広告の募集は、町の広報誌、WEB ページ等による公募を原則とする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、指定ごみ袋取扱指定店で販売される当該広告が掲載されたごみ袋の販売が終了するまでとする。

(広告の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、南知多町指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第1号）に広告掲載案等を添えて、指定する期間内に町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 前条で申込書を受理したときは、要綱第3条及び南知多町広告掲載基準の規定に基づき広告の内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項において、広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの
- (2) ごみ処理・資源のリサイクルに関連するもの
- (3) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所を有するもの
- (4) 申請の順番が早いもの

3 前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容並びに条件等について広告掲載希望者に南知多町指定ごみ袋広告掲載決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(広告の掲載)

第7条 広告主は、要綱、本要領その他町の指示に従い、広告掲載を行うものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、広告掲載料を町が指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第9条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(4) その他ごみ袋への広告掲載が適切でないと町が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載の取消しの決定をしたときは、広告主に南知多町指定ごみ袋広告掲載取消通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の取消しをした場合は、町は広告主に対し、その賠償の責を負わないとともに、納入された広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の取下げ）

第10条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、南知多町指定ごみ袋広告掲載取下届（様式第4号）を町長に提出するものとする。  
この場合において、当該届出を提出できる期間は、指定ごみ袋の製造開始前までとする。

（広告掲載料の返還）

第11条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

（雑則）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。